

## 消費者庁2022年12月5日通知

### 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」

「近年、インターネットを用いた広告手法の一つであるアフィリエイトプログラムを用いて、アフィリエイトターが、アフィリエイトサイトにおいて、広告主の販売する健康食品について虚偽誇大表示等に当たる内容を掲載することがある。

このようなアフィリエイトサイト上の表示についても、広告主がその表示内容の決定に関与している場合（アフィリエイトターに表示内容の決定を委ねている場合を含む。）には、広告主は景品表示法及び健康増進法上の措置を受けるべき事業者にあたる。アフィリエイトターやアフィリエイトサービスプロバイダーは、アフィリエイトプログラムの対象となる商品を自ら供給する者ではないため、景品表示法上の措置を受けるべき事業者には当たらないが、表示内容の決定に関与している場合には、「何人も」虚偽誇大表示をしてはならないと定める健康増進法上の措置を受けるべき者に該当し得る。」

アフィリエイトターにアフィリエイトサイトの内容を任せていても、そこに虚偽誇大広告があれば広告主が景表法の責任を負うことになります。アフィリエイトターは景表法対象外。なお健康増進法は適用されますが、措置命令や課徴金の制度はなく実効性がありません。